

---

---

# 子ども未来

---

---

1. 子 育 て - 209-
2. 母 子 福 祉 - 212-
3. 保育所・幼稚園・こども園 - 214-
4. 児 童 館 - 224-



## 1. 子育て

### (1) 子ども・子育て会議

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より施行された。

奈良市においても、子ども・子育て支援法に基づく「奈良市子ども・子育て会議」を設置し、平成27年3月に策定した「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（子ども・子育て支援事業計画）」の点検・評価のほか、奈良市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議を行う。

### (2) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（奈良市子ども・子育て支援事業計画）

奈良市では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「奈良市次世代育成支援行動計画（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）」により少子化対策を進めてきた。同法は平成26年度までの時限立法であったが、10年間延長されることとなり、地方公共団体による行動計画の策定については任意とされた。一方で、平成27年度からは子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられることとなった。

また、奈良市では平成27年4月1日に、すべての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込めた「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を施行し、子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組むことを目指している。

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画であるとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を踏まえつつ、これまでの「奈良市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置付けることにより、奈良市の子ども・子育て支援に関する施策を幅広く網羅し、今までの取り組みをさらに充実させていく。

### (3) 奈良市子ども・子育て支援推進本部

すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるようなまちの実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」第20条の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援推進本部を設置している。

### (4) 子育て短期支援事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由によって家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、市が指定する児童養護施設または乳児院に委託して実施する。

#### ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、その児童を施設において一時的に養育及び保護を行う。

イ 利用の期間は7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することがある。

#### ② 夜間養護等（トワイライト）事業

ア 児童を養育している保護者が、仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難が生じている場合に、その児童を施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。

イ 利用の期間は6カ月以内とし、その時間は1日当たり4時間を限度として、午後4時から午後

10時までの間とする。ただし、児童の就学時間等の事情により午後2時から利用することができる。

**(5) ファミリー・サポート・センター事業**

「育児の援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を会員登録し、会員相互の有償での援助活動の調整を行う。

(平成28年4月末現在)

- ・総会員数1,859人(依頼会員1,433人、援助会員287人、両方会員139人)
- ・相互援助活動件数(平成27年度)6,183件

**(6) 地域子育て支援拠点事業**

地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに既存の子育てネットワーク、子育て支援活動を行う団体等と連携を図りながら地域支援活動を展開する。併せて、子育て親子が気軽に集うことができ、子どもも大人も居心地の良い場を提供する。

**①地域子育て支援センター(「奈良」、「中登美」、「そらいろ」、「ゆめの丘SAHO」、「とみお」、「S a y a」、「P e a c e」)**

乳幼児(おおむね0歳から3歳まで)とその保護者が気軽に、かつ自由に交流できる場の提供、子育て親子に対する相談・援助、育児や子育てに関する情報の提供、子育て支援に関する講習の開催、公共施設等に出向いての子育て支援活動などを行う。

**②つどいの広場(「ぶらんぶらん」、「ノル」、「お陽さま」、「ぶんたん」、「マザーリーフ」、「やまと」、「りりーべるず」)**

乳幼児(おおむね0歳から3歳まで)とその保護者が気軽に、かつ自由に交流できる場の提供、子育て親子に対する相談・援助、育児や子育てに関する情報の提供、子育て支援に関する講習会の開催などを行う。

**③子育てスポットすくすく広場(東・西・北・南福祉センターの一室にて実施)**

乳幼児(おおむね0歳から3歳まで)とその保護者が気軽に集い、交流を促す場及び育児相談等を行う場を提供する。また、高齢者との異世代間交流ができる場でもある。

**④児童館の子育て広場**

公立児童館において、乳児から就学前の児童とその保護者を対象とした子育て親子の交流、子育てについての相談、情報提供、その他の援助を行う子育て広場を実施する。

- いこいのひろば(古市児童館)
- 子育てひろば(横井児童館)
- 親子ひろば(東之阪児童館)
- あゆみの広場(大宮児童館)

**(7) 子育てスポット事業(平成27年度実績:30ヵ所で開設)**

地域の身近な公共施設の空きスペースを利用し、地域の団体に委託して、月に1・2回、3時間子育て広場を開催する。子育てスポットでは、子育て親子が集まり、ともに語り合い、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場を提供する。

<主な事業内容>※つどいの広場と同様

**(8) 子育てサークル活動費助成事業**

乳幼児とその保護者が集まり、子育てに関する学習や情報交換を行う子育てサークルに対し、子

育てサークル活動費補助金を交付する。

補助額は、補助対象経費の2分の1で、3万円を限度とする。

**(9) 子育て支援アドバイザー事業**

地域の子育て経験豊かな市民を奈良市子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所などにアドバイザーを派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みの相談、助言、情報提供等を行う。

**(10) 被虐待児童対策地域協議会**

児童虐待の予防、早期発見、再発防止のため、地域の関係する各機関等が連携して、虐待から子どもたちを守るために、「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置し、運営している。

**(11) 助産の実施**

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入所措置する。原則、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯で、一定の条件を満たした人。

・助産施設 奈良県総合医療センター、市立奈良病院

**(12) 家庭児童相談室**

児童養育、その他家庭児童福祉に関する相談業務を行うため設置した。

設置場所 市役所子育て相談課

業務開始 昭和40年4月1日

相談事項 性格や生活習慣、学校生活、非行、家族関係、心身障がい等

**(13) こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）**

生後4か月未満の赤ちゃんのいるすべての家庭に、家庭訪問（体重測定・子育て情報の案内等）を行う。（ただし、新生児訪問を行った家庭は除く。）

**(14) 養育支援訪問事業**

こんにちは赤ちゃん訪問等の後も、継続して養育に関する相談・助言が必要な家庭には、訪問支援員が家庭訪問を行う。

**(15) 子ども医療費助成**

助成開始 昭和48年10月（1・2歳児は平成7年4月、3歳～就学前は平成17年8月、小中学生は平成23年8月から）

対象者 健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子ども

助成内容 保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から次の一部負担金を除いた額を助成。

一部負担金の額

・通院の場合：医療機関ごとに、乳幼児は月額500円・小中学生は月額1,000円

・入院の場合：医療機関ごとに、乳幼児・小中学生とも月額1,000円

（14日未満の入院は500円）

・調剤薬局については、一部負担金は不要。自己負担額の全額を助成。

※平成28年7月まで中学生は入院のみ助成。平成28年8月から中学生の通院も助成。

助成実績

年度	区分	助成件数(件)	助成金額(円)
27		371,255	618,332,638

**(16) 子ども発達センター**

発達障害や言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者を対象に『療育相談室』及び児童福祉法に規定された『児童発達支援』を開設している。

所在地 奈良市紀寺町580番地の2

開館時間 平日8時30分から17時15分

○療育相談室

- ・心理判定員、保健師、保育教育士等が就学前の幼児の療育に関する相談業務を行う。
- ・発達支援を必要とする園児が、通園している保育園、幼稚園、子ども園で個々の特性に応じた支援を受けることができるよう、専門職が園巡回相談を実施し、個々の子どもの観察から保育士、幼稚園教諭へ支援内容の助言などを行う。

○児童発達支援「いっぽ」

療育の必要性が認められる就学前の幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

**(17) 里親制度の推進**

様々な事情があつて、家庭での養育が困難になった子どもを家庭環境下で養育する里親制度の推進、その啓発活動に取り組みます。

## 2. 母子福祉

**(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業**

母子家庭、父子家庭及び寡婦が技能習得や就業等の自立のため必要な事由や疾病等の社会的理由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。

**(2) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業**

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭等の自立の促進を図るため、教育訓練を受講することが適職に就くため必要と認められる場合に、市の指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金を交付する。

**(3) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業**

母子家庭の母または父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して養成機関で1年以上修業する場合、修業期間の一定期間について訓練促進給付金を交付する。また、入学時と修了時に要件を満たす場合にのみ、養成機関修業後に修了支援給付金を交付する。

○対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生士 等

**(4) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付**

母子家庭、父子家庭及び寡婦に自立の助長と児童の福祉を増進するため資金の貸し付けをしている。

○修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、

住宅資金、転宅資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

**(5) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（奈良県スマイルセンター）**

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスと各種相談事業（養育費等相談、ひとり親家庭のための法律相談）を行う。

**(6) ひとり親家庭等生活支援事業**

母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、生活に役立つ講習会や互いの悩みを打ち明け相談し合う情報交換会を開催する。

**(7) 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談**

母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、生活のことや家のこと、子どもの養育、ひとり親の就職や自立の支援あるいは母子・父子・寡婦福祉資金の利用等の相談を行う。

**(8) 母子生活支援施設措置**

児童の養育または自立に欠ける配偶者のない女子等とその児童を入所させ、保護する施設で、自立の促進のため就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言等の生活指導を行う。

**(9) ひとり親家庭等医療費助成**

助成開始 昭和48年7月（父子家庭については平成23年8月から）

対 象 者 健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や、父母のいない18歳未満の子

助成内容 保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から次の一部負担金を除いた額を助成。

一部負担金の額

- ・通院の場合：医療機関ごとに月額 500 円
- ・入院の場合：医療機関ごとに月額 1,000 円（14 日未満の入院は 500 円）
- ・調剤薬局については、一部負担金は不要。自己負担額の全額を助成。

助成実績

年度 \ 区分	助成件数(件)	助成金額(円)
27	75,160	183,335,816

### 3. 保育所・幼稚園・こども園

#### (1) 教育・保育施設の利用状況

(各年4月1日現在)

区分	平成26年			平成27年			平成28年		
	設置数	定員 (人)	入所児童数 (人)	設置数	定員 (人)	入所児童数 (人)	設置数	定員 (人)	入所児童数 (人)
公立保育所	19	2,940 (うち30)	2,263 (うち21)	16	2,350	1,928	14	2,240	1,797
公立認定こども園				7	1,070	863	9	1,180	920
私立保育所	27	3,463	3,306	23	2,921	2,850	23	2,931	2,894
私立認定こども園				4	648	524	5	774	635
計	46	6,403 (うち30)	5,569 (うち21)	50	6,989	6,165	51	7,125	6,246

( ) : 認定こども園都祁保育園の短時間利用児

(各年5月1日現在)

区分	平成26年		平成27年		平成28年	
	設置数	園児数(人)	設置数	園児数(人)	設置数	園児数(人)
市立幼稚園	35	1,902	30	1,254	29	1,144
国立幼稚園	2	277	2	284	2	277
私立幼稚園	15	1,988	15	1,957	15	1,920
計	52	4,167	46	3,495	46	3,341

#### (2) 障がい児保育

保育を必要とし、集団保育が可能で日々通所できる障がい児を保育所が受け入れ、保育を行う。  
平成27年度実績 公立16園 私立19園 計35園

#### (3) 延長保育

保護者の就労等により、通常の保育時間を超えて保育を行う。  
(通常11時間を超える保育を実施している保育所等)  
平成27年度実績 公立6園 私立28園 計34園

#### (4) 一時預かり

(奈良ルーテル保育園、佐保山保育園、あけぼの会夜間保育所、桜華保育園、西の京さくら保育園、あいづ保育園、とみお駅前保育園、西ノ京みどりの園保育園、新大宮駅前みどりの園保育園、学研奈良ピュア保育園、YMCAあきしの保育園、奈良認定こども園学園前学園、奈良認定こども園あやめ池学園、奈良認定こども園富雄学園、ニチキッズ伏見菅原保育園)

保護者の断続的な労働、傷病や出産、病人の介護、あるいは育児に伴う心理的負担の解消のため、家庭での保育が一時的に困難となる児童の保育を行う。

保育時間 午前8時から午後6時までの間  
利用料 1日当たり2,000円～5,000円程度  
利用人員 1日当たりの利用人員は1施設につき3人～15人

#### (5) 休日保育(佐保山保育園、あけぼの会夜間保育所)

保育所等通所児で、日曜・祝日等に保育を必要とする児童の保育を行う。  
保育時間 午前8時から午後5時まで(佐保山保育園)  
午前8時から午後6時まで(あけぼの会夜間保育所)

利用料 おやつ代、保険代等の実費が必要  
 利用人員 1日当たりの利用人員は1施設につき10人～30人

(6) 病児・病後児保育

(市立奈良病院「病児保育いちご保育園」、すくすくこどもクリニック「病児保育きらきら保育園」、あかね保育園「あかねほっとルームこぼと」、佐保山保育園「病後児保育ギンモクセイ」)

本市に居住する小学校6年生までの児童が、病気または病気の回復期にあるため集団保育が困難で家庭での保育も困難な場合に一時的に預かる事業。

①病児保育

ア. 市立奈良病院「病児保育いちご保育園」

保育時間 午前8時半から午後5時

利用人員 5名

利用料 1日当たり2,000円 その他に食事、おやつ代等の実費が必要

イ. すくすくこどもクリニック「病児保育きらきら保育園」

保育時間 午前8時半から午後5時(前後1時間延長あり)

利用人員 6名

利用料 1日当たり2,000円 その他に延長料金、食事、おやつ代等の実費が必要

②病後児保育

ア. あかね保育園「あかねほっとルームこぼと」

保育時間 午前8時から午後6時

利用人員 4名

利用料 1日当たり2,000円 その他に食事、おやつ代等の実費が必要

イ. 佐保山保育園「病後児保育ギンモクセイ」

保育時間 午前8時半から午後5時半

利用人員 3名

利用料 1日当たり2,000円 その他に食事、おやつ代等の実費が必要

(7) 市内保育所一覧表(平成28年7月1日現在)

○公立

施設名称	所在地	設置認可年月日	定員(人)
1 若草保育園	川上町493-1	昭23. 1. 30	100
2 三笠保育園	西之阪町9	昭26. 2. 10	120
3 辰市保育園	杏町391-2	昭29. 9. 1	160
4 春日保育園	西木辻町165-2	昭37. 11. 1	200
5 都南保育園	横井一丁目107-1	昭46. 4. 1	100
6 伏見保育園	宝来三丁目9-35	昭46. 4. 1	200
7 大宮保育園	三条大宮町3-8	昭47. 4. 1	200
8 右京保育園	右京五丁目1-1	昭48. 5. 1	200
9 学園南保育園	学園南三丁目15-28	昭50. 10. 21	200
10 高円保育園	古市町1249	昭50. 11. 10	160
11 朱雀保育園	朱雀六丁目9	昭55. 4. 1	160
12 京西保育園	六条西一丁目3-43-1	昭55. 4. 1	160
13 富雄保育園	三碓六丁目10-13	昭57. 4. 1	160
14 神功保育園	神功四丁目25-3	平元. 4. 1	120

## ○私立

施設名称	所在地	設置認可日 年 月 日	定員(人)
1 愛の園保育園	法蓮町986-73	昭23. 6. 30	60
2 極楽坊保育園	紀寺町829	昭24. 9. 1	300
3 西大寺保育園	西大寺芝町一丁目1-4	昭25. 5. 1	120
4 奈良ルーテル保育園	小太郎町19	昭28. 6. 1	100
5 佐保山保育園	法蓮町1368	昭37. 11. 1	300
6 西奈良ルーテル保育園	鳥見町二丁目19-5	昭44. 1. 1	120
7 みのり保育園	高畑町711	昭44. 2. 1	165
8 中登美保育園	中登美ヶ丘一丁目4162	昭44. 12. 1	200
9 みずほ保育園	北登美ヶ丘六丁目28-10	昭53. 4. 1	90
10 こまどり保育園	三条添川町5-7	昭57. 8. 1	125
11 あけぼの会夜間保育所	白毫寺町208	平 3. 10. 1	40
12 桜華保育園	二名一丁目2361-3	平13. 4. 1	120
13 佐保川保育園	法蓮町393	平14. 1. 1	175
14 西の京さくら保育園	五条町292-4	平16. 4. 1	110
15 あかね保育園	秋篠新町270	平17. 5. 1	120
16 そら保育園	富雄北三丁目14-3	平17. 5. 1	90
17 あいづ保育園	八条三丁目904	平18. 5. 1	120
18 とみお駅前保育園	富雄川西一丁目3番17	平21. 4. 1	126
19 すまいる保育園	西木辻町36番1号	平23. 5. 1	90
20 西ノ京みどりの園保育園	六条二丁目2番1号	平23. 7. 1	90
21 新大宮駅前みどりの園保育園	芝辻町四丁目11番地の6	平25. 4. 1	90
22 学研奈良ピュア保育園	中登美ヶ丘六丁目15番1号	平26. 4. 1	90
23 YMCAあきしの保育園	秋篠新町338	平27. 8. 1	90

## (8) 市内認定こども園一覧表(平成28年7月1日現在)

## ○公立

施設名称	所在地	設置認可日 年 月 日	定員(人)
1 帯解こども園	柴屋町20番地	平27. 4. 1	170
2 月ヶ瀬こども園	月ヶ瀬尾山2790	平27. 4. 1	60
3 都祁こども園	都祁白石町1026-6	平27. 4. 1	160
4 都跡こども園	四条大路五丁目2番55号	平27. 4. 1	170
5 富雄南こども園	中町4174番地	平27. 4. 1	170
6 青和こども園	百楽園四丁目1番1号	平27. 4. 1	170
7 左京こども園	左京三丁目1番地の2	平27. 4. 1	170
8 布目こども園	邑地町40	平28. 4. 1	60
9 柳生こども園	柳生下町156	平28. 4. 1	50

## ○私立

施設名称	所在地	設置認可日 年 月 日	定員(人)
1 奈良認定こども園学園前学園	中山町西三丁目535-200	平27. 4. 1	250
2 奈良認定こども園あやめ池学園	あやめ池北三丁目10-13	平27. 4. 1	143
3 奈良認定こども園富雄学園	学園大和町六丁目708-15	平27. 4. 1	118
4 鶴舞保育園	鶴舞東町1-79-101	平27. 4. 1	158
5 こだま保育園	あやめ池北二丁目3-97	平28. 4. 1	105

**(9) 市立幼稚園と市立保育所の再編**

現状の市立幼稚園では園児数が減少し続けている一方、保育所では待機児童を解消できていない状況にあり、子どもたちが集団生活の中で学びあい、育ちあうことが難しい状況にある。

そこで、すべての市立幼稚園と市立保育所をあらゆる手法（施設の統合や民間移管など）によって再編することにより、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った認定こども園への移行を段階的に進めている。

認定こども園では地域の子育て支援の拠点として、通園している子どもだけではなく、地域の子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を実施することで地域の教育・保育、子育て支援を総合的に充実させていく。

**(10) 市内地域型保育事業一覧表(平成28年7月1日現在)**

○私立

	施設名称	所在地	事業開始年月日	定員(人)
1	ひだまり保育室(家庭的保育室)	帝塚山南二丁目11-2	平26. 3. 1	5
2	佐紀こだま保育園(小規模保育)	佐紀町2715	平27. 4. 1	19
3	YMCA西大寺南保育園(小規模保育)	西大寺国見町一丁目7-31 1,2階	平28. 4. 1	19
4	ニチイキッズ伏見菅原保育園(小規模保育)	菅原町186 ひかりビル1-B号室	平28. 4. 1	19
5	奈良すこやか保育園(小規模保育)	法華寺町83-5 コスモビル1階	平28. 4. 1	19

(11) 平成28年度奈良市民間保育所等運営費補助金の概要

補助金の種別	補助の要件
1歳児保育事業補助金	1歳児が5人以上入所し、1歳児5人につき保育士1人の割合による保育を実施していること。
延長保育事業補助金	延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。
障害児保育事業補助金	障害児を1人以上入所させており、当該障害児を保育するため1人以上の保育士を加配していること。
入所児童処遇改善費補助金	入所児童の処遇改善に努めていること。
職員給与改善費補助金	職員の給与改善に努めていること。
給食費補助金	児童の給食改善を図っていること。
嘱託医手当補助金	児童の保健衛生、健康管理の向上充実に努めていること。
週休等加配保育士賃金補助金	週休等のため基準を超えて保育士を配置していること。
病児・病後児保育事業費補助金	病児保育事業実施要綱（平成28年4月27日雇児発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。
一時預かり事業補助金	一時預かり事業実施要綱（平成28年7月5日雇児発0705第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。

補助対象経費	算定基準
1歳児保育を実施するために必要な経費	児童1人月額 1,340円
延長保育事業を実施するために必要な経費	延長保育事業実施要綱による補助金の算定基準となる基準額に相当する額
障害児の保育に必要な経費	特別児童扶養手当支給対象児童 1人月額 140,000円 その他の障害児 1人月額 70,000円
入所児童の処遇改善のために必要な経費	児童1人月額 1,050円
給与改善手当として本給以外に支給するために必要な経費	職員1人月額 16,700円
(1) 児童の給食改善のために必要な経費 (2) 3歳以上児の牛乳飲用に必要な経費	(1) 児童1人月額 3歳未満児 80円 3歳以上児 80円 (2) 3歳以上児1人月額 150円
(1) 内科医師の嘱託に要する経費 (2) 歯科医師の嘱託に要する経費 (3) 眼科医師の嘱託に要する経費 (4) 耳鼻咽喉科医師の嘱託に要する経費	(1) 1回 13,800円以内の額 (12回分) (2) 1回 29,000円以内の額 (2回分) (3) 1回 29,000円以内の額 (1回分) (4) 1回 29,000円以内の額 (1回分)
週休等のため基準を超えて保育士を加配することに要する経費	(1) 常時勤務保育士1人 月額 78,200円 (2) パート保育士1人3時間報 酬1時間1,070円以内の額
病児・病後児保育事業を実施するために必要な経費	(1) 病児保育 病児保育事業実施要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額 (ただし、当該額が7,800,000円を下回る場合は、7,800,000円) (2) 病後児保育 病児保育事業実施要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額 (ただし、当該額が6,000,000円を下回る場合は、6,000,000円)
一時預かり事業を実施するために必要な経費	一時預かり事業実施要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額

**(12) 保育教育士等への研修**

幼保連携型認定こども園（市立こども園）再編等に伴い、教育及び保育の一体的な提供を充実させるために、こども園・幼稚園・保育園の保育教育士等が共に研修を行い、質の向上を図ることをめざして実施する。

- ・「奈良市立こども園カリキュラム」に基づいた研究と実践から学ぶ研修  
保育実践に関する高い専門性・カリキュラムの編成と実施から、保育実践全般に必要な「保育技能」を習得するために事例研究会・こ幼保合同研修会の研修を実施する。
- ・保育教育士等の教育・保育の質向上を図るための教職員研修  
保育教育士等のスキルアップをめざして、特別支援研修・園長研修・副園長研修・新任研修など、各種研修講座の分野に応じて研修を実施する。

**(13) 公立保育所における完全給食の提供**

就労する保護者のニーズに応え、また、保護者を支援するため、公立保育所においても3～5歳児への主食提供を実施する。

## (14) 市立幼稚園の状況

(平成28年5月1日現在)

幼稚園名	園児数 (人)	学級数 (学級)	教員数 (人)	幼稚園の面積 (㎡)	園舎の面積 (㎡)	屋外運動場の面積 (㎡)	保育室の数 (室)	遊技室の数 (室)	プールの有無 (○印は有)	所在地
1 飛鳥	42	2	3	5,586	1,797	3,186	2	1	○	紀寺町826番地
2 済美	38	3	4	1,908	905	747	2	1	○	西木辻町28番地
3 佐保	38	2	3	3,305	1,200	1,350	2	1	○	法蓮町757番地の8
4 大宮	92	4	6	2,860	924	1,330	4	1	○	大宮町二丁目1番16号
5 大安寺	44	2	3	4,538	886	2,285	2	1	○	大安寺一丁目7番1号
6 東市	11	2	3	2,330	758	770	2	1	○	古市町2243番地の1
7 平城	76	4	6	4,687	731	1,561	4	1	○	秋篠町1540番地の1
8 明治	35	2	4	2,430	902	1,430	2	1	○	神殿町598番地の1
9 伏見	92	4	6	3,373	1,035	2,080	4	1	○	菅原町367番地
10 あやめ池	24	2	3	2,872	938	994	2	1	○	あやめ池南九丁目948番地の1
11 富雄北	74	3	6	3,603	1,100	2,298	4	1	○	三松一丁目5番6号
12 鶴舞	17	2	3	4,725	733	2,485	2	1	○	鶴舞東町2番1号
13 田原	4	2	2	555	334	300	1	1	○	横田町199番地の1
14 鳥見	47	2	3	3,782	789	982	2	1	○	鳥見町三丁目11番地の2
15 登美ヶ丘	22	2	3	4,252	712	2,150	2	1	○	西登美ヶ丘四丁目21番1号
16 右京	18	2	3	4,300	577	2,200	2	1	○	右京四丁目11番地の1
17 東登美ヶ丘	19	2	4	4,500	811	1,600	2	1	○	東登美ヶ丘四丁目21番26号
18 二名	41	2	3	3,400	687	1,800	2	1	○	二名一丁目3722番地
19 六条	73	4	6	4,145	1,107	1,595	4	1	○	六条二丁目14番2号
20 西大寺北	59	4	5	2,614	1,166	900	3	1	○	西大寺赤田町一丁目6番2号
21 辰市	30	2	3	3,758	863	1,840	2	1	○	東九条町393番地の4
22 富雄第三	48	2	3	4,126	849	1,800	2	1	○	帝塚山南二丁目11番2号

幼稚園名		園児数 (人)	学級数 (学級)	教員数 (人)	幼稚園の面積 (㎡)	園舎の面積 (㎡)	屋外運動場の面積 (㎡)	保育室の数 (室)	遊技室の数 (室)	プールの有無 (○印は有)	所在地
23	平城西	38	2	3	4,300	522	3,100	2	1	○	東登美ヶ丘三丁目1168番地
24	神功	17	2	4	4,235	608	2,917	2	1	○	神功四丁目13番地の1
25	大安寺西	50	2	3	4,461	1,042	2,563	2	1	○	大安寺西一丁目348番地
26	三碓	35	2	4	3,625	951	2,264	2	1	○	西千代ヶ丘一丁目20番32号
27	朱雀	21	2	4	4,290	769	2,790	2	1	○	朱雀六丁目10番地の2
28	鼓阪北	休 園									
29	伏見南	39	2	3	3,296	699	1,684	2	1	○	宝来五丁目5番3号
合 計		1,144	70	106	106,661	25,066	53,901	66	29		

#### (15) 市立幼稚園等における預かり保育

奈良市における少子化対策に係る取り組みとして市立幼稚園9園（大宮、富雄北、富雄第三、伏見、大安寺西、六条、平城、大安寺、西大寺北）で実施している「預かり保育」を市立こども園においても全園で実施し、子育て支援の充実及び保育所での待機児童の解消を図る。

#### (16) 私立幼稚園への運営費補助

私立幼稚園の設置者に対し運営費補助金を交付することで、私立幼稚園の教育条件の維持及び向上並びに私立幼稚園の幼児にかかる就園上の経済的負担の軽減を図るとともに私立幼稚園の経営の健全性を高め、もって健全な発展に資する。

また、保育所の待機児童の解消や市民の多様な保育ニーズへの対応を図るため、平成25年度より長期休業中に預かり保育事業を実施する私立幼稚園に対し運営費補助金の交付を行ない、幼児教育を希望する就労家庭の幼稚園入園を推進する。

**(17) 幼稚園就園奨励費補助**

国からの補助金を受け、私立幼稚園に就園している幼児の保護者を対象に、幼稚園教育の一層の普及充実を図り、就園に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得状況に応じて入園料・保育料の補助を行う。

私立幼稚園に就園の方で対象となる範囲と入園料・保育料の補助限度額

奈良市内に住民登録しかつ現に居住し、私立幼稚園（奈良市外の私立幼稚園を含む）に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で次の家庭の方

区 分		多子区分	補助限度額（年額）	
			小学校1～3年生の兄弟がいない世帯	小学校1～3年生の兄弟がいる世帯
I	生活保護世帯	第1子	229,200円	—
		第2子	268,000円	249,000円
		第3子以降	308,000円	308,000円
II	平成28年度市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	第1子	199,200円	—
		第2子	253,000円	226,000円
		第3子以降	308,000円	308,000円
III	平成28年度市町村民税所得割課税額が下の計算式Aによる基準額以下の世帯	第1子	115,200円	—
		第2子	211,000円	163,000円
		第3子以降	308,000円	308,000円
IV	平成28年度市町村民税所得割課税額が下の計算式Bによる基準額以下の世帯	第1子	62,200円	—
		第2子	185,000円	114,000円
		第3子以降	308,000円	308,000円
その他	上記以外の世帯	第3子以降のみ	308,000円	—

計算式A 基準額＝16歳未満の扶養人数×21,300円＋16歳以上19歳未満の扶養人数×11,100円＋34,500円

計算式B 基準額＝16歳未満の扶養人数×19,800円＋16歳以上19歳未満の扶養人数×7,200円＋171,600円

備考1. 「第1子」とは1人就園の場合及び同じ世帯から2人以上就園している場合の最年長者です。

2. 「第2子」とは同じ世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1～3年生の兄弟が1人いる世帯で就園している最年長者です。

3. 「第3子以降」とは同じ世帯から3人以上就園している場合の3人目以降の園児及び小学校1～3年生の兄弟が1人いる世帯で、2人以上就園している場合の2人目以降の園児及び小学校1～3年生の兄弟を2人以上有している園児です。

(※) 就学免除等により兄・姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合であっても小学校1～3年生の就学年齢と同一年齢である兄・姉を有する園児、また、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とすることとします。

4. 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児は、当該兄・姉を幼稚園児とみなして補助限度額を算定します。

5. 補助限度額(年額)と、就園されている園の保育料(今年度入園の場合は入園料を足した額)の年額とを比較し、低いほうの金額を補助します。

(注1) 市町村民税所得割課税額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で判定します。

(注2) 世帯で2人以上に所得がある場合や単身赴任等で世帯が別の場合も、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額の合計額で判定しますのでそれぞれの方の分について添付してください。

(注3) 年度途中に入園又は退園した場合は、月割額による補助とします。

(注4) 世帯構成の変更や税額の変更があった場合は、年度の途中でであっても補助額が変更になる場合があります。補助金のお支払い後に補助額が減額になるような変更が確認された場合は、差額の返還が必要になります。

(注5) 就園されている幼稚園が年度途中に子ども・子育て支援新制度に移行した場合、移行前月までの月割額による補助とします。

(注6) 婚姻歴のないひとり親家庭には、20歳未満の子供を扶養していても税法上の寡婦（夫）控除が適用されませんが、奈良市における「寡婦（夫）控除のみなし適用」を受けると、補助限度額（年額）が増額する場合があります。

## 4. 児童館

児童に健全な遊びを指導し、集団的及び個別的に心身の発達を促し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する。

### ① 施設概要

施設名	所在地	建物面積	構造	開館日
古市児童館	古市町1263番地	1,404.68㎡	鉄筋コンクリート造 2階建	昭和58年 7月 5日
横井児童館	横井五丁目337番地の2	1,846.73㎡	鉄筋コンクリート造 平屋一部2階建	昭和61年 8月 5日
東之阪児童館	川上町461番地の1	1,579.49㎡	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	平成 3年 7月 2日
大宮児童館	西之阪町5番地の1	2,053.29㎡	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建	平成12年 7月 1日

### ② 開館時間

午前9時～午後5時（ただし、土曜日は午前9時～午後0時30分）

### ③ 休館日

日曜日並びに毎月の第1土曜日及び第3土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで